

Ⅲ. 財団法人 荒川区勤労者福祉サービスセンター

1. 概 況

(1) 設立目的

財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンター（以下「勤福センター」という。）は、荒川区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び荒川区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民に対し、総合的な福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的として設立された。

設立は平成2年10月15日であり、出資金3億円は荒川区が100%出捐している。

(2) 事業内容

勤福センターは（1）の目的を達成するために、次の事業を行っている。

- ・ 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- ・ 中小企業勤労者福祉に関する各種研修会・講習会等事業
- ・ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- ・ 中小企業勤労者福祉事業
- ・ 東京都及び区が行う勤労者福祉事業への協力事業
- ・ その他勤福センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 組織（平成13年3月31日現在）

勤福センターは、事務所を荒川区荒川二丁目1番5号セントラル荒川ビル3階に置き、役員17名（理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事12名、監事2名）、職員7名（派遣職員2名、固有職員2名、非常勤職員3名）の人員により構成されている。

(4) 最近の事業実績

1) 最近3年間の収支計算書に基づく収入と費用の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

摘 要		平成10年度	平成11年度	平成12年度
収 入	基本財産運用収入	2,851	2,550	2,189
	事業収入	84,722	87,698	84,360
	事業運営収入	58,920	62,002	59,337
	センター収入	25,802	25,695	25,022
	補助金収入	56,683	56,040	54,990
	区補助金収入	54,949	54,156	54,521
	受託事業収入	1,734	1,884	469
	雑収入	280	174	285
	合 計	144,537	146,463	141,825
費 用	事業費	125,638	123,736	121,690
	人件費	32,367	33,140	33,644
	調査研究費	195	254	169
	研究会・講習会実施費	210	140	219
	情報提供費	5,044	4,841	5,238
	生活安定事業費	14,440	10,290	11,650
	生活資金融資あっせん事業費	1,208	772	800
	健康維持増進事業費	1,819	1,886	1,935
	老後生活安定事業費	0	30	0
	中小企業退職金共済制度補助事業費	160	60	40
	自己啓発・余暇活動事業費	68,421	69,330	66,110
	財産形成事業費	36	36	36
	受託事業費	1,734	1,884	469
	区交流事業費	0	1,068	1,375
	管理費	14,634	14,176	13,872
	人件費	8,262	8,403	8,401
	管理運営費	6,371	5,772	5,470
	荒川区精算金	2,224	2,576	2,009
	合 計	142,497	140,489	137,571
差 引		2,040	5,974	4,254

注) ① 上表は、借入金の収支を除いて作成している。
 ② 金額は、千円未満切捨てにより表示している。

2) 最近3年間の貸借対照表の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

摘 要		平成10年度	平成11年度	平成12年度
資 産	現金預金	13,831	20,697	27,176
	有価証券	38	0	0
	未収会費	43	63	77
	棚卸資産	1,823	514	763
	前払金	0	0	318
	未収金	0	8	0
	流動資産合計	15,736	21,283	28,335
	基本財産定期預金	300,000	300,000	300,000
	什器備品	71	71	71
	給付事業積立定期預金	10,175	10,246	10,298
	固定資産合計	310,247	310,318	310,370
資 産 合 計		325,984	331,602	338,706
負 債	未払金	993	642	2,847
	預り金	278	248	141
	前受金	0	16	741
負 債 合 計		1,272	907	3,730
正 味 財 産		324,711	330,694	334,975
負債及び正味財産合計		325,984	331,602	338,706

注) ① 負債は、すべて流動負債である。

② 金額は、千円未満切捨てにより表示している。

2. 区分収支計算による会費収入と直接事業費の関係及び区の補助金の効率性について (監査結果)

(1) 会費収入とその還元

勤福センターの目的は、荒川区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主等に対し総合的な福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域発展に寄与することとしている。

また、この勤福センターの経費は、「運用財産をもって支弁する」としている（寄附行為第9条）。しかし、勤福センターの3億円の基本財産から生ずる果実たる受取利息は、当初平成3年度においては、25,425千円あったが、年々減少し、現在の平成12年度においては、わずか2,189千円である（別表1「3億円の基本財産に対する預金利息の推移」参照）。

したがって、実態的には会員からの会費徴収収入と区からの補助金収入によって運用されている。

そこで、勤福センターの収入と支出の現状をより明確に把握するために、収入と支出とを対応させた区分収支計算書を以下により作成することとした（別表2「改定区分収支計算書」参照）。

公表されている勤福センターの収支計算書は、総額主義に基づいて全ての収入と支出を計算している。これに対し、今回作成した改定区分収支計算書は、

- ・「Ⅰ会費と直接事業費の部」により、
 - ①会員の負担である会費入会金収入（「センター収入」科目で表示）と
 - ②勤福センターが直接事業支出した金額から会員の負担額を控除した純額の直接事業費とを対応させて、会費収入がどれだけ還元できているかを明らかにしている（事業に関する収支の内容は、別表3「事業実績及び事業収支（直接費）」に内訳が示されている）。
- ・間接的な収入・支出を含めた広い全体的な事業活動に伴う収支を把握するため、「Ⅱ基本財産運用収入等と間接事業費及び管理費の部」において、上記「Ⅰ会費と直接事業費の部」の差額に運用財産の果実である「基本財産運用収入」及び「雑収入」を加算した収入額に、間接事業費及び管理費（補助金補填分を除く）の額を対応させた。
- ・「Ⅲ補助金収入と対象支出の部」において、区の補助金及び区からの受託収入を対象支出に対応させ、区の補助金等がどのような形でいくら支出されているかを明らかにした。
- ・「Ⅳ借入金収入支出及びその他の部」においては、ⅠからⅢまでの差額と借入金の収入・支出と精算金を増減させ当期収支差額を計算した。

以上の計算書を分析した結果、会費入会金収入とその還元率は、「I 会費と直接事業費の部」から分かるように、会費入会金収入 25,022 千円に対して、勤福センターは会員のために直接事業費として 21,517 千円（会費入会金収入の 86%）を支出し還元している。

さらに、直接事業費の支出は、特約契約により市場定価よりもチケット等を安価で購入しているため、市場定価と安価購入額の差額も会員に対して経済的メリットを提供しているといえる（現在は、各種ディスカウントチケット店もあるが、客観的金額の把握が困難なので定価との差額を計算した。別表 4「定価・仕入価格差額一覧表」参照）。

その結果、定価との差額による経済的メリットは 4,193 千円と計算され、これを考慮すると別表 5「改定区分収支計算書（定価ベース）」のように、「I 会費と直接事業費の部」は、会費入会金収入 25,022 千円に対して、勤福センターは会員に対する経済的メリット 25,710 千円（会費収入の 103%）の還元ができていくことになる。

（2）区の補助金支出の効率性

上記のとおり、勤福センターは会員からの会費入会金収入 25,022 千円に対応する経済的利益を会員に還元している。しかし、別表 2「改定区分収支計算書」の「Ⅲ補助金収入と対象支出の部」に示されているように、勤福センターの人件費（事業費人件費、管理人件費を含む）、管理費等を補助するため、54,401 千円の補助金が支出されている。

また、収支計算書に計上されていないコストとして、まず、区からの事務所家賃の免除額がある。さらに、派遣職員の退職金についても全額区が負担しているため、勤福センターの負担額の計算が必要である。勤福センターの負担額は、派遣職員の当期末の退職金要支給額から派遣職員の前期末の要支給額を差し引いた当期要支給額増加額とした。

これらの事務所家賃免除額と派遣職員の退職金当期要支給額増加額の合計額が 1,223 千円あるので、区からの補助金は実質的には合計 55,624 千円負担されていることとなる。

（監査意見）

基本財産の運用益が、上記 1 に述べたように著しく減少するという、設立当初に予測し得なかった状況の特殊性を考慮しても、会員に 25,022 千円の会費入会金収入に対応するほぼ同額の経済的メリット 25,710 千円を供与するために 55,624 千円の補助金を区が負担することは、3E、すなわち、経済性・効率性・有効性の観点から、とりわけ、一定の資源によってどれだけの成果を上げ節約できているかという、効率性の点から根本的な見直しが必要であろう。

3. 勤福センターの対応と中長期予想収支計算書の必要性について

(監査結果)

勤福センターにおいても設立後 10 年を迎え、社会経済情勢の大きな変化、区内の中小企業数及びその従業員の減少・高齢化等を踏まえ、基本財産運用収入の激減及び会員数の減少傾向（別表 6「入会事業所数及び会員数の動向」参照）による勤福センターの厳しい財政に対応するため中長期計画を策定し、平成 13 年 10 月 23 日の理事会において承認された。

この中長期計画において財政に影響を与える改正点の主なものは、次のとおりである。

- 1) 会費を月額 500 円から 600 円に改定する。
- 2) 給付金の給付割合を見直し、他事業との配分を適正なものにする。

勤福センターによる中長期計画に基づいた補助金以外の平成 14 年度の予測収支は、勤福センターの資料に基づいて試算した別表 7「改定区分収支計算書（予測額ベース）」のとおりである。なお、会費収入は現在の会員数に値上がり後の会費を乗じたものである。

その結果、会費収入の増加及び給付金支出の抑制により、「I 会費と直接事業費の部」の差額は、平成 12 年度の実際額ベースの 3,505 千円から 8,337 千円へと増加した。会費入会金収入に対する直接事業費の還元率は支出額ベースで 72%となる。基本財産運用収入等を加算し、間接事業費及び管理費を控除した残額は、平成 12 年度の実績額 2,697 千円から 7,311 千円と増加し、この残余金額により、人件費及び管理費の支出を補填する金額が増加することとなる。

(監査意見)

この中長期計画では、事業活動に関する改定案は示されているが、人件費及び管理費の改定案は示されていない。人件費及び管理費の金額の予想に基づいた中長期の予想収支計算書の作成により、将来の区からの必要補助金の金額も明らかになり、その支出の可能性により勤福センターの活動範囲にも影響を及ぼすことになる。以上により、中長期の予想収支計算書の作成が必要であろう。

4. 会員に対する給付金の支給・補助の利用の検討について

(監査結果)

会員に対する見舞金・死亡弔慰金等の給付金について、会員が入院後、死亡した場合で、また、その家族も会員のケース等では、各種給付金が支払われることとなり、中には会費に比して多額な給付金合計額となることもある。

[ケース1] (会員本人 70 歳以下)

会員本人	入院見舞金		50,000 円
	障害見舞金		300,000 円
	死亡弔慰金		300,000 円
会員 子	死亡弔慰金	会員の親	<u>10,000 円</u>
		計	660,000 円

また、会員が指定の宿泊施設を利用する場合に、会員及び登録してある同居の家族に対して年度内 2 泊を限度に宿泊の補助金が支払われる。この場合、夫婦双方が会員になり、また、お互いを同居の家族として登録しているケースでは、この宿泊の補助は夫婦双方に「会員としての補助」及び「家族としての補助」が各々支払われることとなる。

[ケース2]

夫が利用申込	会員 2 名	@3,000 円	=	6,000 円
	家族 2 名	@1,000 円	=	<u>2,000 円</u>
			計	8,000 円
妻が利用申込	会員 2 名	@3,000 円	=	6,000 円
	家族 2 名	@1,000 円	=	<u>2,000 円</u>
			計	8,000 円

の合計 16,000 円の補助を受けることができた。

以上のケースは、現状の規程・規則等においては、その支給・補助に関して何等問題はない。

(監査意見)

少しでも多くの会員に対して勤福センターの役務の提供を継続させようとした場合、その給付金の支給範囲及び支給総額、補助の支給対象の範囲を制限することも必要と思われる。

勤福センターによる検討委員会において、この点に関しては「事業内容の充実」として給付金の在会年数による格差等を平成 14 年度より実施する方向で検討している。内容は評価され得るものであるが、その実施の徹底とその後の状況によっては、さらなる改定等の検討も必要と思われる。

5. その他の事務手続について（監査結果及び意見）

（1）精算金の未払金計上について

区への平成12年度の補助金返還額3,565,770円を翌13年度返還時に荒川区精算金勘定で処理している。当年度の補助金については、返還額が決算前に確定するので、年度末に決算修正事項として未払金を計上し、区の補助金決算額と合わせるようにすべきである。

（2）残高証明書の入手について

会計処理規程第29条第2項に、「預貯金については、毎月一回預貯金の残高証明書により、その残高を帳簿残高と照合しなければならない」旨の規定がある。流動資産の普通預金については残高証明書の入手がなされているが、基本財産定期預金及び給付事業積立定期預金については毎月及び年度末の残高証明書が入手されていない。財産保全確認の規定の趣旨に沿って入手するようにすべきである。

なお、通帳等での確認を前提として、残高証明書発行手数料節約のため、毎月入手を四半期毎入手等に、規程を改正することも検討の余地がある。

（3）会費未収金について

当期末現在の会費未収金残高のうち、前年度以前に発生している未収のものが21,000円ある。この相手先を聴取したが不明とのことであるので、早急に必要な会計処理（減額）を行うべきである。

（4）計算書類の表示について

1) 計算書類の注記場所

計算書類中、「計算書類に対する注記」の場所が収支計算書の次になっているが、財産目録の後にすべきである（会計処理規程第3条による公益法人会計基準準拠）。

2) 借入金返済支出の中の支払利息

収支計算書中、借入金返済支出25,024,726円のうち、24,726円は支払利息につき管理運営費の支払利息として計上表示すべきである（会計処理規程第3条による公益法人会計基準準拠）。

3) 給付事業積立金の増加額の表示

給付事業積立定期預金の受取利息（51,655円）が元本組入れのため、正味財産増減計算書に給付事業積立定期預金増加額として表示計上されているのは妥当な表示である。しかし、収支計算書には受取利息として計上されていない。これは、元本組入れによる資金

外の取引のためと理解されるが、預金利息がどれだけあるかを示す意味で雑収入中の受取利息に 51,655 円を計上し、同額を特定預金支出の給付事業積立金支出として総額計上表示することが望ましい。

(5) 指定宿泊事業の利用補助単価の規定方法について

勤福センター「事業に関する規則」第 43 条（指定宿泊事業）において「宿泊施設を年間指定して契約し、勤労者等が協定料金で宿泊できるよう利便を図る」と規定されている。

実際の利用に際しては、会員に対しては一人当たり 3,000 円の、そして家族に対しては一人当たり 1,000 円の補助が行われる。この金額に関しては、会員のガイドブック（ウイングあらかわ）に記載されており、また、各事業年度の事業計画として理事会の承認を得ている。

しかしながら、均一の補助金額であり、給付金の金額等と同様、会員に周知徹底するため「事業に関する規則」にその金額を規定することが望ましい。

(6) 予算における次期繰越収支差額について

設立以来、予算上、次期繰越収支差額がゼロ円として組まれているが、継続事業体として次期繰越差額ゼロは、予算上といえども実際上は無理であり、不自然である。ちなみに、平成 12 年度末の次期繰越差額は予算上ゼロ円であるが、実算は 24,605 千円である。今後、予算上年度末の資金残を最小限に見積り（予定）するにしても、現実的な目標額を設定して繰り越すように変更すべきである。